

堺市監査委員公表第 29 号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 22 年 3 月 31 日

堺市監査委員	西林	克敏
同	吉川	敏文
同	木戸	唯博
同	小杉	茂雄

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	包括外部監査	
監査実施期間	平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 28 日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
事項等 (意見、問題提起、提言等)	措置内容	
<p>上下水道局</p> <p>1 堺市環境整備資金貸付金 (6) 監査の結果及び意見 環境整備資金システムの機能について</p> <p>ウ. 残高及び延滞債権の管理について 貸付金を管理するうえでは、貸付額、回収額に加えて残高管理は必須である。環境整備資金システムにおける個別の償還残高データを資金別、個人別、発生年度別、償還期限到来年度別等の目的にあった数値が集計できるシステムとする必要がある。また、現状において、延滞債権の状況は各担当者が把握しているが報告されていないため、状況別内訳の把握ができない状況となっているが、状況別内訳は現状把握のほか、今後の対応を検討するうえでも重要な情報である。そのため延滞債権については、然るべき担当者が延滞理由を行方不明、市外転出、生活保護等の数種類に区分し実態を報告し、環境整備資金システムに反映できるような体制を整えたうえで、システム上その理由別に集計できるようなシステムとする必要がある。</p> <p>エ. 新システムの導入について 平成 18 年度末までに新システムを導入する予定であるが、新システム導入にあたっては、上記ウ. に対応できるシステムとする必要がある。</p>	<p>平成 19 年度に導入した環境整備資金システムの残高管理に係る機能としては、個別の償還残高データを個人別、発生年度別、償還期限到来年度別に集計できる機能を有しており、現在、目的に応じてこれらの集計を活用しているところであります。</p> <p>延滞債権の状況報告としましては、環境整備資金システムにより月報を作成し、滞納金額及び滞納件数を課長まで供覧しているところであります。</p> <p>延滞債権の状況別内訳としましては、延滞理由を困窮、所在不明、死亡に区別し情報を保有し、理由別に集計できるシステムとなっておりますが、延滞理由等について、更に詳細な理由を把握していく必要があることから、現在、その情報を反映できるようなシステムを目指し改修を検討している状況であります。改修後にはその情報を最大限活用し、引き続き適正な債権回収及び債権管理に努めてまいります。</p>	

堺市監査委員公表第 30 号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 22 年 3 月 31 日

堺市監査委員	西林	克敏
同	吉川	敏文
同	木戸	唯博
同	小杉	茂雄

措置の経過報告書

監査の種類	包括外部監査	
監査実施期間	平成17年4月1日～平成18年3月28日	
措置を講じた部局等	理財局 債権回収対策室	
事項等 (意見、問題提起、提言等)	措置内容	
<p>理財局 債権回収対策室</p> <p>第3 監査結果のまとめ</p> <p>2 改善をすることが望ましいと考えられる事項(意見)</p> <p>回収マニュアルの完備</p> <p>少額で多件数の債権管理は、回収マニュアル等を作成し、統一的に債権管理を実施していくことが肝要である。そのうえで、長期延滞債権が発生した場合は、回収専門チームにその債権回収を引き継ぐという段階的、組織的対応が必要である。</p>	<p>債権回収対策室において、債権回収マニュアルを作成し、関係各課に配付するとともに、研修会を行った。</p> <p>債権回収対策室では、債権回収業務の集約化として専門的回収チームを組織し、国民健康保険料、保育所保育料等9種類の債権の一部について引継ぎ債権回収を実施している。</p> <p>【参考】</p> <p>債権回収対策室設置後の実績 (H19.4～H22.1)</p> <p>納付約束額 17億4千万円</p> <p>収入額 4億7千万円</p>	